

厚木市スポーツ全国リーグ等招致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、トップアスリートのプレーをみる機会を拡充し、スポーツを始めるきっかけづくりやまちのにぎわいの創出を図るため、スポーツの全国リーグ等の試合を市内に招致した団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で厚木市スポーツ全国リーグ等招致補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、市に全国リーグ等の試合（市の後援を受けたものに限る。）を招致した団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市から同様の趣旨の補助金等を受けている場合は、補助対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 保険料
- (7) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の2分の1の額とし、300,000円を上限とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。